

令和8年度答申第13号

令和8年6月10日

諮問番号 令和8年度諮問第2号（令和8年4月9日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 職業訓練受講給付金支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が、その一部を支給する決定（以下「本件支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を同法2条で定める特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対し

て、給付金を支給することができる旨規定し、同法7条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）10条は、求職者支援法7条1項に規定する給付金は、職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とすると規定する。
- (3) 求職者支援規則11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項1号は、当該特定求職者の収入の額が8万円以下であることを掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和7年8月5日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から令和8年1月30日までであった。

（事前審査書、就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、令和7年9月11日付けで、処分庁に対し、本件訓練の同年8月5日から同年9月4日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）に係る本件申請をした。支給申請書の収入記載欄には、収入111,882円と記載されていた。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和7年9月11日付け））

- (3) 処分庁は、令和7年9月11日、本件申請に対し、審査請求人に係る職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）（以下「本件支給記録」という。）に所定の事項を記載する方法で、職業訓練受講手当の支給額を0円、通所手当の支給額を8,640円として支給する旨の決定（本件支給決定）をした。

（職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）（令和7年9月11日付け）、求職詳細（相談状況詳細表示、令和7年9月11日分））

- (4) 処分庁は、本件申請について、支給決定日を令和7年9月12日、支給額は本件支給記録と同一である職業訓練受講給付金支給決定通知書（以下「本件支給決定通知書」という。）を作成した。

(職業訓練受講給付金支給決定通知書)

(5) 審査請求人は、令和7年10月9日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和8年4月9日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の収入が8万円を超えたのは、職業訓練申込時にアルバイトの開始日、給料の支払日、締め日等全てお伝えしたにもかかわらず、処分庁担当者から誤った指示をされたためであり、職業訓練受講手当不支給は納得ができない。したがって、本件支給決定のうち職業訓練受講手当を不支給とする部分の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 求職者支援法の規定に基づき、求職者支援規則11条1項において、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間において同項各号のいずれにも該当するとき、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項1号において、当該特定求職者の収入の額が8万円以下であることを掲げている。

求職者支援規則の規定を受けて、本件支給決定当時の給付金の支給に係る収入要件の詳細については、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」等の改正について（令和7年3月31日付け職発0331第13号、開発0331第9号厚生労働省職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同年4月1日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

求職者支援要領10043（3）ハ（ニ）において、給与等の収入の中に通勤手当が含まれている場合であって、当該通勤手当が給与明細等で区分されている場合には、当該通勤手当は収入から除外して算定すると規定されている。

2 本件支給単位期間における審査請求人の収入額は、121,742円であるところ、この中に通勤手当9,860円が含まれていることが給与明細により確認できることから、これを除外した111,882円が収入額となり、

8万円を超えていることから、職業訓練受講手当の支給要件の一つである本人収入要件を満たしていない。

- 3 審査請求人は、収入が8万円を超えたのは、処分庁担当官が誤った説明をしたことによるものと主張するが、本人の収入が8万円を超えた場合、その支給単位期間に対する職業訓練受講手当が不支給になることは、審査請求人に手交した「求職者支援制度に関するよくあるご質問」及び「求職者支援制度・訓練受講のしおりー就職支援計画書の交付を受ける方へー」にも記載されており、審査請求人も事前に認識できた。

また、審査請求人は、職業訓練は令和7年8月5日開始だが訓練開始前までは普通に働いてよい、同年7月末くらいには週20時間以内かつ8万円以下にするようにとの説明があったと同年9月11日に主張していることから、審査請求人は、本人収入要件の内容を認識していた。

さらに、審査請求人からは反論書等は提出されておらず、その他審査請求人の主張を立証する証拠書類等は確認できなかった。

- 4 以上により、処分庁が行った本件支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件では、下記3で付言する点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

- 2 本件支給決定の違法性又は不当性について

- (1) 処分庁は、審査請求人がした本件申請のうち、通所手当については支給する決定をし、職業訓練受講手当については不支給とする決定をしたところ、審査請求人は、同手当についても支給されるべきであると主張している。

- (2) 本件支給単位期間である令和7年8月5日から同年9月4日までの審査請求人の収入について、審査請求人は、職業訓練受講給付金支給申請書に111,882円と記載している。また、審査請求人が提出した同年7月度の給与明細には、差引支給額121,742円、通勤手当9,860円と記載されているところ、合理性が認められる求職者支援要領10043

- (3) ハ(ニ)に基づき差引支給額から通勤手当額を除外した金額は、111,882円であることが確認できる。

したがって、本件支給単位期間における審査請求人の収入が8万円を超

えることは明らかであり、審査請求人は、本件支給単位期間において、職業訓練受講手当の支給に必要な求職者支援規則11条1項1号の要件を満たしておらず、本件支給決定が違法又は不当であるとはいえない。

- (3) なお、求職者支援要領11031(1)ロ(イ)支給決定は、「職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)(様式B-16)の所定欄に日付及び支給決定金額を記載するとともに、処理状況の「支給」に○を付し、安定所記載欄に担当者名を記載、確認印を押印する(略)即日の支給決定を行った場合は、職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)(様式B-16)への記載が支給決定通知となる(略)」と規定している。上記のとおり、支給決定となる場合について明確な要件が定められ、かつ支給記録の様式(様式B-16)下部欄外に審査請求及び取消訴訟に係る教示がされていることからすると、当該規定の内容には合理性が認められる。

本件においては、令和7年9月11日付けの本件申請に対し、処分庁は、同日、本件支給記録の「支給決定日」欄に「令和7年9月11日」、職業訓練受講手当の支給額欄に「0(円)」、通所手当の支給額欄に「8,640(円)」と支給決定金額を記載するとともに、処理状況欄の「支給」に○を付した上、「安定所記載欄」に処分庁担当者名のゴム印及び確認印を押印して審査請求人に手交していることから、求職者支援要領11031(1)ロ(イ)に規定する即日の支給決定が行われたものである(なお、本件支給記録においては、安定所記載欄の「本人(世帯)収入:111,882円 ※8万以上12万以下 通所のみ支給」との記載により職業訓練受講手当に係る不支給の理由が付記されている(行政手続法(平成5年法律第88号)8条1項本文参照)。)。

したがって、本件支給決定は、本件支給記録の記載をもって、令和7年9月11日にされたものであると認められる。

- (4) 審査請求人は、収入が8万円を超えたのは、処分庁担当者が誤った指示をしたためである旨主張するが、本件訓練開始前に、処分庁が審査請求人に手交した「求職者支援制度・訓練受講のしおりー就業支援計画書の交付を受ける方へー」には収入要件及び支給単位期間ごとに収入要件を判断する旨が明記されていたのであるから、審査請求人の主張は採用できない。
- (5) 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

3 付言

(1) 審査請求書の補正について

ア 処分庁において、本件審査請求（令和7年10月9日）から審査庁の受付（同年10月30日）までに約1か月を要している。この理由について照会したところ、審査庁は、処分庁の直近上級庁経由で審査請求書に係るデータを受け取った上で、審査請求書の記載内容が誤りであるとして直近上級庁を経由して処分庁に補正を指示し、当該補正の終了後に審査請求書を郵送させ受付を行ったためなどと説明している。

しかしながら、行政不服審査法（平成26年法律第68号）21条2項は、処分庁等を経由して行われる審査請求について「処分庁等は、直ちに、審査請求書（略）を審査庁となるべき行政庁に送付」することを要求し、同法23条は、審査請求書が同法19条の規定に違反する場合（審査請求書の必要的記載事項に記載漏れや不十分な記載がある場合）には、審査庁は補正を命じなければならない旨規定しているのであるから、本件においては、処分庁は、審査請求書の提出を受けた後直ちに審査庁となる厚生労働大臣に送付すべきであったし、審査庁となる厚生労働大臣は、審査請求書が到達した時点で受付処理を行い、仮に補正が必要と考えるならば、受付の後に行うべきであった。審査庁において、審査請求書を受け付ける前に、処分庁をして補正手続を行わせ、補正後に受け付けることは、行政不服審査の手続開始時期及び責任主体を曖昧ならしめるものであり、行政不服審査法の趣旨を損なう不適切なものであったといわざるを得ない。今後、審査庁においては本件のような事態が再度発生することがないように、審査請求が処分庁を経由して行われた場合は、処分庁に対しては直ちに審査請求書を審査庁に送付するよう指導するとともに、処分庁から審査請求書の送付があった際は遅滞なく受付の上、行政不服審査法の定めに従って、適切に対応されたい。

イ 審査庁は、審査請求書の受付前に、処分庁に対し、本件審査請求に係る審査請求書の記載のうち、審査請求に係る処分の名称について「受講手当不支給決定処分」から「職業訓練受講手当不支給決定処分」に、当該処分の日付及び処分があったことを知った日について、本件支給決定通知書の記載に合わせていずれも「令和7年9月11日」から「令和7年9月12日」に修正するよう指示し、これに応じた処分庁が当該事項について、審査請求人に対して補正をさせている。

しかしながら、前記2（3）及び下記（3）のとおり、本件においては、

本件支給記録への記載により即日の支給決定がされた（本件支給決定）ものであるから、そもそも、本来作成不要であった本件支給決定通知書の記載に合わせて、上記各補正を行う必要性はなかったものと認められる。

審査庁が行うべき補正について、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（令和4年6月（令和8年5月改訂）総務省行政管理局。以下「本件ガイドライン」という。）は、補正命令に関する行政不服審査法23条の解釈に係る事項であって法令に基づき遵守すべき事項に関して、本件ガイドラインの第2編第1章3アにおいて、審査請求書に多少の誤りがあったとしても、補正を命じることは要しないとしている。すなわち、「次の①～④に掲げるような場合は、補正させる意義に乏しいことから、運用上の取扱いとしては、補正を命じることは要しない。（略）①誤字、脱字、審査請求書上の審査請求の年月日と実際に審査請求書を提出（発送）した日付の若干の差違等、明白かつ審査請求自体に影響を及ぼさないと認められる軽微な欠陥がある場合、②例えば、「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」の誤りがあったとしても処分のあった日から3月以内に審査請求されている場合や「処分庁の教示の有無及びその内容」の記載に不足又は誤りがあったとしても、審査請求先の誤りがなく審査請求期間内である場合など、明らかに適法な申立てである場合（略）」としている。

そうすると、上記のとおり、本来不要な補正を行ったという点をおくとしても、審査庁は、本件ガイドラインの上記のような内容及びその趣旨とするところを的確に理解しないまま、形式的な取扱いをして、意義に乏しい補正を命じた結果、審査請求人に無用の負担を負わせたとの批判を免れず、審査庁においては、本件ガイドラインの意義や内容等について理解を深め、審査請求に係る事務が適切に処理されるようにすることが期待される。

（2）証拠書類提出に係る手続及びその審査請求人への通知について

本件支給決定通知書が事件記録となった経緯については、審査庁は、審理員が審査庁に対し処分の日時が確認できる資料を求めて入手したものと説明している。

しかしながら、そのような経緯は事件記録から読み取ることができない。本件支給決定通知書は、行政不服審査法33条に基づき審理員が職権で提出を求めた物件であるところ、本件ガイドラインの第2編第3章8ウは、物件の提出の求めは記録に残る形で行い、かつ第2編第3章7ウは提出さ

れた物件は、提出者、提出日時を記載した書面を添付して保管することが考えられるとしている。

とりわけ本件では、本件支給決定通知書の提出について審査請求人に対する通知も行われていないため、審査請求人は本件支給決定通知書が事件記録に含まれることを認識していない。行政不服審査法1条が同法の目的について公正な審理手続の下で国民の権利利益の救済を図ることと規定するとともに、同法38条1項が提出書類等の閲覧等を請求する権利を認めることで、審査請求人の手続保障の充実に図った趣旨からすれば、本件支給決定通知書の提出の事実について、審理員は審査請求人に通知する必要があった。審査庁及び審理員が本件支給決定通知書を根拠として本件支給決定がなされた日を認定していることに鑑みれば、より一層その必要性が高かったといえる。なお、本件ガイドライン第2編第3章7イにおいても、提出された物件については、閲覧等を求める機会を保障する観点から、審査請求人に提出を受けた旨を連絡することが望ましいとされている。

審理員は、再発防止のため、審理関係人から証拠書類の提出を受けた場合は、提出に係る手続を記録するとともに、提出があった旨審理関係人へ通知することを徹底されたい。

(3) 本件支給決定がなされた日の判断について

本件支給決定がなされた日については、審査庁及び審理員は、諮問説明書及び審理員意見書において、本件支給決定通知書の記載から、令和7年9月12日付けで行われたとしている。

処分庁は、弁明書において、同月11日に本件支給記録に「支給決定日 令和7年9月11日」「受講手当0円、通所手当8,640円」と記入して審査請求人に手交した旨記載しており、この記載の趣旨について審査庁を通じて処分庁に照会したところ、本件支給決定がなされた日については、同月11日と判断しているとのことであった。なお、本件支給決定通知書の「支給決定年月日」が同月12日となっているのは、支給決定通知書作成システム入力に係る決裁に時間を要し、入力が同月12日となったため（システムの仕様上、入力日以前の日付にすることができない。）とのことである。

他方、求職者支援要領11031(1)ロ(イ)支給決定には、「即日の支給決定を行った場合は、職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）（様式B-16）への記載が支給決定通知となるものであり、別葉の職業

訓練受講給付金支給決定通知書（様式B－7）の作成は不要である。
（略）」との記載がある。

本件支給決定がなされた日の判断について、審査庁及び審理員は、求職者支援要領11031（1）ロ（イ）の内容を見落とし、本件支給記録と求職者支援要領の規定内容を検討することなく、本件支給決定通知書に基づき支給決定日を令和7年9月12日と判断したと説明しているところ、検討が甚だ不十分であったと言わざるを得ない。

加えて、本件支給決定については、上記のとおり、求職者支援要領において支給決定通知書の作成が不要とされる場合に該当するにもかかわらず、処分庁が本件支給決定通知書を作成したことにより、支給決定日が二つ存在することとなり、行政手続の明確性という点で疑義が生じている。今後、審査庁においては、本件のような事態が再度発生することがないように、処分庁に対し、求職者支援要領に基づく処理の遵守について周知されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	
委	員	羽	田	淳	一	